

糸島市補助金設計書

所管課 地域福祉課

補助金名称	社会福祉協議会補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市社会福祉法人の助成に関する条例

【長期総合計画体系】

基本目標4_健康で安心して暮らせるまちづくり

政策1_包括的な地域福祉の推進

施策①_地域福祉活動の充実

1 補助の目的

社会福祉法第109条に基づき地域福祉推進の中心的役割を担う市社会福祉協議会に対し支援を行うことで、地域福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるようにするため。

2 成果指標

指標①	地域福祉を推進する人材の養成、支援(ボランティア活動への参加率)
目標値①	62.5 (単位) %
指標②	社会福祉協議会の認知度
目標値②	64 (単位) %
指標③	市民後見制度の実施
目標値③	導入 (単位)

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

糸島市社会福祉協議会による地域福祉推進のための事業
(介護保険、障害福祉サービス、受託事業以外)

【補助対象者】

糸島市社会福祉協議会

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

糸島市社会福祉協議会における地域福祉推進に係る事業費(主に人件費、事務経費)

【補助対象外経費】

介護保険、障害福祉サービス、受託事業

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】	64 %	又は	分の
【補助限度額】	63,000,000	円	
【積算根拠ほか】			

補助対象事業に係る人件費を中心に、事務経費の一部を補助する。
糸島市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な担い手であり、糸島市に不可欠な団体であり、各施策を安定的、継続的に実施するため、補助金交付による支援は必要である。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで
社会福祉協議会の財政健全化取り組みの継続と受託事業等の収入増により地域福祉推進事業会計の改善を図る。